第128回香芝市都市計画審議会要約会議録

- 1 招集年月日 令和4年8月10日(水)午後3時から午後4時10分
- 2 招集場所 本市役所 3 階第 1 会議室
- 3 議事
 - (1)議案審議
 - 1) 第1号議案 大和都市計画生産緑地地区の変更について(香芝市決定)・・・原案承認
 - 2) 第2号議案 特定生産緑地の指定について (意見聴取)
 - 3) その他案件 「香芝市みどりの基本計画」の改訂について (報告)

第1号議案について、質問や意見はなかった。

第2号議案について、次のような質問や意見、回答があった。

質問

生産緑地法第10条の2ついて、公園・緑地・その他の公共空地の整備状況及び土地利用の状況を勘案して、申出基準日以降においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められた法律上の根拠を説明願いたい。

回答

農地は治水能力を有していることから、浸水被害を減らす効果が十分ある。そのため、積極的に生産緑地を残していくことが適切であると判断している。

質問

資料における「保留箇所」の写真はいつ時点の調査のものか。また、この管理不全箇所が以前からこういった状況であったとすれば、法律で解除規定があるため、管理不全になる前に対応をしていくべきではないか。

回答

7月の中旬頃に全ての地区の点検をした。具体的な日にちについては、写真の中に記録している。

これまで是正指導を行い、全て解消されている。今回の箇所についても、適切に是正の指導を行いたい。

質問

行政指導という形で是正指導をしてきて、是正命令までは至っていないということだが、その根拠は生産緑地法でよいか。どれぐらいの是 正指導を行うと是正命令に至ると考えているか。

回答

是正指導をしても解消されない場合、生産緑地を確保することも目的であるので、是正命令を行わなければならないと考えている。形状が変えられている場合等は、生産緑地法に基づいて、原状回復命令という形で厳しい処置を取っていきたい。

意見

文化財の観点では、特定生産緑地に移行されない土地は生産緑地から外れる可能性が高く、土地利用の目的が変わってくると思う。農地転用や開発の申請時に審査されることにはなるが、生産緑地にも埋蔵文化財包蔵地が含まれることを土地所有者にも認識していただきたい。

回答

特定生産緑地に移行されないところであっても買取申出の手続きを踏まないと生産緑地として残る。しかし令和4年12月25日を以て、相当数の生産緑地が解除に向かうと予測できる。手続きの際、都市計画課での指導や文化財課を案内するようにする。

意見

文化財の観点から、生産緑地になっている箇所のうち、香芝市における重要な遺跡ともいえる地区がある。重要な文化財が埋蔵されている生産緑地地区に関して、解除される際、その土地を活用する方向も考えてもらいたい。

回答

生産緑地はあくまでも民有地である以上、土地利用については、個人の意向が優先されることが多い。しかし、残しておくべき文化財である場合は、市で買取ることも検討する必要があると思う。緑地や文化財としての保全の方法については最大限情報共有していきたいと思う。

意見

都市計画審議会としても生産緑地は積極的に保存し、それが例え解除されたとしても市の資産として必要なものがあれば積極的に関与してほしい。例えば公園や史跡にするという形で保全するということも検討してほしい。多方面からいただいた意見を参考にしながら今後適切な事務処理をしていただきたい。

その他案件について、質問や意見はなかった。